

# 訪問リハビリテーション 桜の園

## 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人新生会が開設する訪問リハビリテーション 桜の園が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

### （名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 桜の園
- (2) 所在地 山口県岩国市下 342-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	員数	備考
管理者	医師	1名	老健と兼務
医師	医師	1名以上	老健と兼務
理学療法士	理学療法士	2名以上	老健と兼務
作業療法士	作業療法士	1名以上	老健と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	1名以上	老健と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(3) 作業療法士

作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(4) 言語聴覚士

言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から木曜日。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岩国圏域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待防止等)

第11条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、また、虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を防止するために次にかかげる事項を実施するものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の策定
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年1回以上実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントに関する事項)

第12条 事業所は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2 事業所は、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取り組み

(3) 被害防止のための取り組み

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針の策定
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施

(事業継続計画の策定等に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護老人保健施設事業の提供を受けれるよう業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修計画及び訓練を定期的に（年1回以上）実施しなければならないものとする。

2 事業所は、業務継続計画には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 感染症に対する業務継続計画
  - ① 平時からの備え
  - ② 初動対応
  - ③ 感染拡大防止体制の確立
- (2) 災害に係る業務継続計画
  - ① 平時の対応
  - ② 緊急時の対応
  - ③ 他施設及び地域との連携

(その他運営に関する留意事項)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人新生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、書面の保存に係る負担の軽減を図るために、電磁的記録により保存等を行うことが出来るものとする。

## 附 則

この規程は 2019 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は 2020 年 3 月 21 日から施行する。

この規程は 2020 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は 2021 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2021 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は 2023 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2024 年 1 月 1 日から施行する。